

令和6年度第2回青梅市子ども・子育て会議 会議録

会議の概要

開催日時		令和6年5月20日（月）午後2時
開催場所		青梅市役所災害対策本部室（オンライン併用会議）
出席者	委員	坂井隆之（明星大学特任教授） 中村明子（市民委員） 野口綾乃（市民委員） 黒田英寿（学校法人和風会多摩リハビリテーション学院専門学校事務長） 池田政教（青梅商工会議所専務理事） 高木博康（青梅市保育園理事長会副会長） 藤野唯基（駒木野保育園園長） 横山牧人（青梅幼稚園園長） 松井良（青梅市立第五小学校校長） 空野竜雄（株式会社モアスマイルプロジェクト経営担当） 栗原久美子（特定非営利活動法人青梅こども未来常務理事）
	事務局	青木（こども家庭部長） 濱野（子育て応援課長） 加藤（こども育成課長） 中村（こども家庭センター所長） 江川（こども家庭部主幹） 師岡（子育て応援課子育て推進係長） 飯島（子育て応援課子育て推進係） 黒田（株式会社名豊）
欠席委員		大野委員
議事		○ 報告事項 （1）青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会の設置について （2）その他 ○ 協議事項 （1）こども計画の骨子について （2）その他
傍聴人数		3人
配布資料		会議次第 資料1 青梅市こども計画骨子検討資料(令和6年5月20日) 参考資料 青梅市こども・子育て施策庁内推進委員会設置要綱

議事要旨（口述筆記ではなく、発言の趣旨および会議の経過をまとめたものである。）

発言者	発言要旨等
事務局	令和6年度第2回青梅市子ども・子育て会議を始める。本日の司会進行を勤める子育て応援課長の濱野です。本日の欠席委員の報告をする。 （会議の成立について報告） （録音、コンサルタントの参加について報告）
事務局	配布資料の確認を子育て推進係長より行う。
事務局	次第に従い進める。次第2の会長挨拶。
会長	（挨拶）
事務局	以後の議事進行については会長にお願いする。
会長	次第3の報告事項である。（1）の青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会の設置について事務局より説明をお願いする。
事務局	報告事項（1）青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会の設置について説明を行う。
会長	今の説明について何か質問や意見はあるか。 役所の中にこのような新しい庁内組織をつくるというのは大きなことで、当然、各部門に合意を取らなくてはならない。このような横断的なものをつくるのは大変だと思う。年度初めに設置した意味を伺いたい。
事務局	青梅市として今回の計画策定は大きな課題となっている。その計画を作業部会の方でより具体的なものにしていくのだが、その作業を計画する中で、職員の中でも子ども施策を推進していくという方向にマインドを切り替えていきたいと考えている。さらに課題として、子ども基本条例の制定が必要であるということと、昨年度設置した子どもまんなか応援基金の活用も市長より指示があるので活用を検討するために、庁内で横断的な対応が必要であると考えている。
会長	基本条例のスケジュールとしてはどのような感じで作業が進んでいくのか。
事務局	条例制定についてはいずれも意見を伺うと考えているが、作業のスケジュール的には、今後庁内委員会で検討を行っていく中で、7月に予定されている子ども計画の意見聴取にも間に合うような形を考えている。その後、9月頃に条例原案を策定して、11月1日の子ども・子育て会議には条例の内容についてご意見をいただくような形で考えている。最終的には2月の議会に子ども計画の報告と同じような形で条例案を提出したいと考えている。
事務局	この計画書をつくっていく意気込みを条例の作成にも一緒に使っていくことで、職員の意識を高めていきたい。
会長	委員から何かあるか。
委員	前回配られたスケジュールがあるが、そこには庁内検討委員会と書いてある。
事務局	その時はまだ庁内検討委員会であったが、推進会議に変わった。
委員	年に3回しかやらないということか。何回やるのか。また、作業部会はできていないと言われたが、5月にやることになっているのではないか。
事務局	実際に庁内検討委員会については年3回となっているが、キックオフを合わせて年4回予定している。基本的にはその作業部会がつくったものを庁内委員会が承認して、それを子ども・子育て会議にあげるというスタイルで、3回続いていくような構築になる。条例についてはこれとは別で動くかもしれない。

	いが、なるべくこの形に合うように考えているが、条例をお示しできるのはおそらく１０月になると考えている。
委員	基金のことなどがこのスケジュールに載っていない。基金のことはどうするのか。また条例の話は１０月頃出るとか、こども計画については１１月にやるというのを全部庁内検討委員会でやるということか。基金をどのように使うかというのは非常に重要な問題だと思うが、いかがか。
事務局	基金については大きくは給食費の無償化に使っている。また、保育園の給食費についても半額規模で助成するという事になっている。
委員	原資は何か。
事務局	現在の原資は前年度に事業を色々行った中での余剰金を活用した形になっている。
会長	次第に沿って、次第３報告事項の（２）その他について事務局の方からあるか。
事務局	特にない。
会長	それでは、次第４協議事項の（１）こども計画の骨子について事務局から説明をお願いします。
事務局	資料の１、青梅市こども計画骨子検討資料について説明を行う。
コンサル	青梅市こども計画の体系（案）について説明を行う。
事務局	補足する。現計画の施策の所で、先ほどのコンサルの説明の通り、右側に相当する施策がないということであったが、事業としてはいくつかあるので、全くないという話ではない。このような体系の中に現行施策の中で明確な記載がないということで指摘いただいたところになる。説明は以上である。
会長	只今の説明について質問や意見はないか。
委員	私はＮＰＯ法人の団体の代表としてこの場に出ているが、メンバーとも共通認識で話し合い、その中での意見となる。 １ページ目、計画策定の背景と目的が書かれているが、ほとんど「こども大綱」の内容が書かれているので、青梅市としてはどうするのか。 ２ページ目に国の動向と前期計画からの方針を踏まえてというところについて、過去に重きを置きすぎず、新たなものをつくり出していくというところで考えてもらいたい。 ３ページ目のこども基本法の基本方針のところで、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するとあるが、先ほどの体系案のところでも現行の計画では基本理念になっているが、次期計画では基本方針になっているというところで何か意味があるのか。 ４ページの「青梅市総合計画」は「長期」が抜けているのではないか。また、４行目の図のところで国の四角のところずっと出てきている「こども大綱」が他の文章には必ず入ってきているが、この「こども大綱」がここに入っているととても分かり易くなるのではないか。 ６ページの計画の基本方針に「こどもがまんなかのまちづくり」が書かれているが、青梅市ならではの方針、考え方、キーワードなどが具体的に出てくると、ここの基本方針が見えやすいのではないか。 ６ページに計画の基本方針として、「こども大綱」のこども施策ということで書いてあるが、まず条例制定が最初にあり、それが大切ではないか。 ８ページのこどもの意見の聴取というところで、こどもだけでなくこども・若者と入ったほうがよいのではないか。

	色々な分野ということで、医療、雇用などの意見聴取と、ワーキンググループ、懇談会の設置なども必要になるのではないかな。アンケートの結果を体系的に整理して、施策として出してほしい。 9 ページの表について、家庭の親の役割というのがやはり今の時代背景とそぐわないのではないかな。また、企業のところでは、当事者が職場で気を遣わなくても済むような企業の体制というのを確立させることが必要である。 11 ページの3 番の計画の進行管理のところ、PDCA のサイクルのプロセスによって進捗を評価するとあるが、どのようなサイクルのプロセスで確認、評価するのかというのを具体的に教えていただきたい。 最後の計画体系のところ、青梅市ならではの文言が入ってほしい。
事務局	理念と方針の話が出たが、考え方としては、条例がこの計画の上にあるというところで、基本理念はそこに掲げられていくことを考えている。それから、こども・若者についてはその通りだと思うので、そのような形にする。前期計画の方針を踏まえてもよいのではないかなという話があったが、そのような記載でも難しくないということであれば、取ってしまっても構わないと思う。 9 ページから10 ページの役割関係は先ほどの条例の関係と繋がっていると考えているので、この理念と役割みたいなものを条例の中に持ってくるとした場合にどうするのかというのは、他の自治体の事例なども踏まえてこれからつくるところなので、本日の段階では参考にさせていただきたい。それから、PDCA の関係は、今の事業計画でも〇×をつけて、ABC の評価などしている、そのような形でやっていこうと思っている。青梅市ならではのところで、現時点では自治体こども計画策定のためのガイドラインに沿ってつくっている、青梅市ならではのところが全く入っていない状況である。
委員	全部で6 つある。まず、骨子案の9 ページ目の表の中の、市民、家庭、教育の中の教育の文言について、知性を育むのが教育であり、保育は見守って自ら体験して、自ら経験をするような場を創造して、こどもたちが自主的に感じる、気づく、探る、考える、興味を持つなど、そのようなところを育むものと思うので、そのような要素をこの中に取り入れてほしい。 2 点目が、次期計画の体系案の中の1 番の(1)施策の文言の意味がわかりづらい。もう少し分かり易い単語で書いていただきたい。 3 点目が同じ1 番の(7)の1 番右の具体的事業の案について、この施策の展開、自殺対策、インターネットリテラシーの普及啓発、性犯罪、性暴力対策に対しての具体的な施策が青少年の相談支援というのは繋がらないと思い、この問題に対して具体的な施策、事業になっていない。 4 点目、同じ2 番の青年期の(1)就学・就労支援の充実について、就学と就労支援は、同じ欄にあるが、分けるべきではないかな。 5 点目、1 番下の(5)ワンストップで必要なプッシュ型による相談支援は、具体的事業と整合性が取れていないところがある。 6 点目、福祉マップの改定とあるが、青梅市の福祉マップは、災害や犯罪とは関係のないマップなので、ここも整合性が取れていない。
事務局	最初の9 と10 の記載については、何かエッセンスをいれていただけると助かる。体系の方は、今回資料をつくる中でこの施策の展開や施策をもう少し分かり易く具体的にするものという提案事項になっているので、そのようなと

	ころを掲載した。１５０項目ほどの事業を今後当てはめていくことになる。
委員	先ほどの９ページのそれぞれの分野での役割の教育の部分で、多様な体験を通じて生きる力を身に付けられるようにというところで、生きる力とは色んなところで聞く言葉ではあるが、青梅市のこどもたちが生きる力というのは何かというところをみんなで議論してみたら、細かく多岐に渡っているが、実は繋がっているのではないかなと思う。
事務局	計画についてまさにこども計画なので、どこまでできるのかというのが正直あるが、我々として考えなくてはならないのは、この生きる力を身につけられるよう推進していく必要があるとしたら、それを具体的にやっていくにはどうしたらよいのかということを経験していく必要がある。
委員	９ページのそれぞれの分野での役割という項目で、「期待します」という言葉がどこにでも出ている。実際は、世の中はこれと反対の方向に進んでいる。周りの人を助けることや、お互いに支え合うことやそういう意味ではこどもたちの間や大人でもいろんな分野で身勝手な行動をとる人が多いようなことが色んな分野で叫ばれているが、これを行政としてどのようなサポートをして期待するのか発信していかないと、絵に描いた餅になってしまうのではないかな。その辺も具体的に落とし込んでいったらどうか。
事務局	条例を制定していく中で、青梅市として期待することを市民にしっかり周知し、青梅市の市民としてこう動いてこのように生活をしていただきたいであるとか、方針で示すことになると思う。ここはそこまでまだ書けていないが、皆様から議論いただきながら変えていかなくてはいけないと考えている。
委員	９ページのそれぞれの分野の役割のところ、大人の役割、こどもの役割とあるが、教育の部分では特に分かれていない。しかし、こどもこどもの役割や大人の役割はあるのではないかな。なぜ分けて書かないのか。保育園に預けている子、小学校低学年に関しては、学童保育所の役割が子育ての中でとても大きい。ここが重要だと子育てしている人の中では思っている人が多いと思うので、大事なところである。
事務局	カテゴライズとしては教育という切り口であったので、このように使った。教育という言葉自体は、こどもを教育することなので、こどもからすると教育を受ける、自分主体でいうと学ぶということになるかなと思うが、言い方を変えてそのようにするのがよいのか、学校等においてこども自身とはという書き方があるのかどうか、確認する。
委員	この表の計画の体系について（２）次期計画の体系案で、具体的な事業として夜間保育事業の促進、休日保育事業の実施などがある。私はグループの中で病院施設を運営しており、看護師さんや介護士さんを確保する上で、自助努力で法人内に託児所を設けている。それを魅力に感じていただき、人員の確保に繋がっている。もし行政でできるとすれば、ここに書かれている具体的な事業の中で休日保育の実態、夜間保育の実態について伺いたい。
事務局	これまで休日夜間保育といったものが必要であるという議論があり、しばらくするとその議論が沈んでということがここ１０年の間で繰り返されている。休日保育については青梅市の保育園の協力を頂きながら、平成２５年くらいまで行っていた経緯がある。それが１０年以上続いた制度だが、利用者が毎年減っていき、最後は確か１０数人しかいなかった状況で、結局無くなってしまったという現実がある。現時点は夜間保育所や休日保育所をつく

	るというのは慎重に考えないといけないと思う。
事務局	今説明にあった通りである。ただ、こちらの事業に関しては前回の計画に書いてあった事業を右側の具体的事業案に載せている状況である。足りないものや、もしかしたら必要のないものもこの案の中に載ってしまっているかもしれないので、この具体的事業については今後考えていく部分が多分にある。
委員	今の件に付随する件で、今年度、夜間看護師として働かれているお母さんがいて、夜働いているためせめて夕方まで寝たいから学童に入りたいという話があったが、学童の就労の入所要件が3時以降まで働いているなどの文言があり、学童の方も入所に至らずということで、この施設に入ることができなかった。東京都の要望に準じてやっているところもあると思うので難しいところもあるかと思うが、入所要件の見直しなどを考えるだけでも夜間働いているお母さんの手助けになるのではないかな。
委員	(休日夜間保育を希望する)人数がいらないというわけではない。例えばうちの園で休日保育があれば来る人はいるかもしれない。休日だけ別の園に預けるのは負担に感じるので、他の手段を選ぶだけで、ニーズがないわけではない。確かに絶対に保育士を1人、2人雇わなければいけないし、採算を取れなければやらないというのがあるので、その辺りを踏まえて考えた方がいいと思う。病院や老人ホームなど社会福祉施設が青梅市は多くあるので、自分の会社の中で託児所をつくったりしている社会福祉施設が結構あると思う。ただ、そこに行けない人の保育所というのも考えなくてはいけない。
副会長	1つ目は、この体系図がいきなり出てきたが、全体の相関がわからない。要は文字だけ書いてあるので、市民や家庭がどのような関係でどのような繋がりが、支援や援助や意見があるのか、そのような図みたいなものがあるとまずは分かり易いのではないかな。また、誰がどのように支援しているのか、誰がどのように意見を言っているのかというところが足りないと思う。特に、こども本来の主体性みたいなものが少ないと思う。相関で見ると多分こどもからの矢印がないのではないかな。 2つ目が、多くの方がアンケートで自由意見を出しているところを踏まえると、意見聴取が一方向ではだめで、この後フィードバックして、もう1回また意見を聞いてとやらなければいけないのではないかな。こどもの意見を毎年1回必ず聞く場を設けて、アンケートでなくてもいいが、会議みたいなものでフィードバックして見直しをするというのも独自性があってよいのではないかな。また、悩んでいる時は、ヤングケアラーや経済的支援はこどもも大人も両方ともアンケートの自由欄にいっぱい書いてあり、児童館をつくってほしいというものもいっぱいあり、そのようなものに関しては悩みが深いので、窓口支援みたいなものが施策としてある市長への手紙みたいなものがあるのもよいのではないかな。今日は骨子ということで、体系を図式化してイメージが矢印でわかるとよいのではないかな。
事務局	体系については、全体的にもう少し分かり易くお示しすべきだったと思うので、今後気を付けていきたい。もう1つ対話型の関係についてはぜひ検討したい。こどもの意見を毎年1回聞くというのは、この計画の中に載せていくことができればいいと思う。
委員	青梅市の目的はこれだというのが寂しいような気がするので、もっと大きく考えることができないかな。もしこの体系をそのまま載せるとしたら、SDGs

	やP D C Aの言葉がわからない。巻末に言葉の説明などは出ないのか。
事務局	出る予定である。
委員	基本方針がこのように後ろでよいのか、もっと基本方針を前に持っていくべきではないか。青梅としては基本的にこういうことをやるのだということを目的の後に書き変えるとか、皆さんで相談していただきたい。 それから、細かいことになるが、4 ページの1 4 行目くらいで、計画を推進していくために記載されている団体の具体例の基準が不明瞭であるため、再考する必要がある。 また、(他の発言) 委員とは違う意見だが、保育園を運営する人間としては家庭との連携がとても大事であって、家庭という言葉を使うかどうかは別としてこれは残してほしい。また、行政とあるが、行政はもっと具体的に書いた方がよいのではないか。 さらに、条例は後付けでよいのか。条例で決めるからここはいいという答えでよいのか。条例をつくってからやるべきではないのか。
事務局	SDG s やP D C Aなどのキーワードについては、導入を検討したい。基本方針についてはもう少し前でよいのではないかとということで、これに関しては位置を変えられるかと思う。 委員がおっしゃる通り、条例が本来あって、計画があるべきだという建付けが本来だと思うが、この会議の方でご意見を伺う中で意見を条例の中に落としていくという作業をしていくべきかと考えている。
委員	私も保育士や家庭での子育てを推進するための講座などもやっているのですが、家庭が大事だと大前提で思っている。しかし、それは健全に生活ができている家庭のことであり、やはりそうではない。私が気になったのが、一義的なという言葉で、辞書で調べてみたが、ただ唯一家庭しかないというように、この文言で感じた。この文言の中で家庭という言葉よりもこの一義的なという言葉にプレッシャーを感じたということを補足する。
事務局	こちらの方は「保護者は」というのが主語になっており、子育てについて第一義的な責任を有するとなっている。その上で家庭は重要な役割で、認識しなければならないという言い方は色々あるかもしれないが、この責任を有するという言葉自体がプレッシャーであるとなると。
委員	有するというか、一義的な責任という、あなたしかいないと言うのがプレッシャーに感じる。
事務局	「保護者は」となっているので、必ずしも産みの親でなくてもいい。
委員	保護者の解釈による。
事務局	言葉が他にないかと思う。ただ、その後の「しなければならない」という言葉がこの文章を厳しいものにしている感じがする。
委員	全体として責められている感じがある。
事務局	前計画ではお認めいただいた所ではあるが、こども計画という子育て支援児童計画とは違うもう1 つ上のレベルのものをつくるという時に書き方を考えなくてはいけないと思う。
会長	先ほど委員からお話があったが、4 ページの行政機関の組織の並べ方は再考する必要がある。9 ページ、1 0 ページの大人の役割、こどもの役割の書きぶりがなかなか悩ましいところである。原理的に言えば、意見を言わないのも、いつどのタイミングで誰に何を言うかということのも全部本人の権利である。た

	だ、大人としては聞くよという姿勢を示すことには意味があると思うので、ここは残ってもいい。その代わり大人の役割の方に、こどもは人権の主体であり、こどもの人生の主人公はこどもであり、まずは真摯にこどもの意見を聞くということをはっきりしないと、バランスが悪いと思う。こどもが意見を言うことを、我々大人全体で期待しているという以上は、大人たちはこどもが同じ命の重さを持っている人権の主体であるということを確認して意見を聞くということをはっきり打ち出したいと思う。 最後の体系の表について、事業内容などに不備があるので点検をお願いしたい。青年期においては引きこもりの当事者の方や家族への支援などは欠かせないと思うので、悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実、引きこもりが長期化して困っているわけだから、まさにそれに当てはまると思う。
事務局	大人にはっきりとこどもの意見を聞く立場にあるということを入れていきたい。
会長	基本理念が条例で出てくるわけで、条例が基本にあたるものになる。10月まで何もわからないということではなく、条例もたくさん条文があるだろうから、コアなところや最初の総則的なところだけでも案をお示しいただいた方がよいのではないか。
事務局	承知した。現状はこれを考えとして作業を進めるが、条例とのセットで考えているので、おそらく条例は、理念を掲げるときにこどもの主体的な立ち位置みたいなものを載せることになるので、基本方針に影響するのか、変わってくるようであれば、しっかり変えた案をお示ししたい。
会長	おそらく理念が出てきたら、その理念を基にして作られる基本方針は、「こどもがまんなかのまちづくり」をもう少し具体化したものではないか。「こどもがまんなかのまちづくり」というとこれが理念ではないかと思うが、理念とセットで何か出していた方が話しやすいと思う。
事務局	条例の制定を今後やるので、それと並行してお示しをしていきたい。
会長	現時点で「こどもがまんなかのまちづくり」という基本方針について、ご意見があれば、こういう作業は同時並行で進むので、今出していただきたい。
委員	基本方針は3ページの6項目ある基本方針のことか。
事務局	こども大綱は基本方針として6項目を出しているが、青梅市の総合長期計画で「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げているので、まずはそれを上に置いているというのが今のところ置き方である。その下に理念と条例があるが、そこは今回双子と考えているので、両方の整合を取れるような形でお示しをしていきたい。
委員	建付けとしては、理念が1文あって、方針としては多角的に3つの角度くらいから方針を持つというのが、この理念、基本方針、実行と考えた時に建付けとしては1文でよいのではないか。
会長	理念や基本方針はそんなに厳密に使い分けされているわけではないとはいえ、おっしゃる通り、多分こども大綱にしても理念と基本方針と一応階層になったと思う。
事務局	今おっしゃられたように、建付けをもう1度組み直してお示しをしたい。
事務局	こども計画の骨子の決定については活発な、また多くの意見を頂き感謝する。先ほど課長の方からも説明があったが、また組み換えをしたり、今後の修正等

	も含め皆様方にお示しできるように作業をしていきたい。
会長	それでは、次第４協議事項の（２）その他について事務局の方から何かあるか。
事務局	特になし。
会長	委員から何かあるか。無ければ次第５その他になる。次回は７月１日月曜日の １４時から同じこの部屋で行う。それでは、令和６年度第２回青梅市こども・ 子育て会議を閉会する。